

# 第1編 総則編



# 鴨川市地域防災計画

## 第1編 総則編

第1節 計画の目的及び構成	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の内容	1
3. 計画の構成	1
4. 計画の修正	1
5. 地区防災計画	2
第2節 計画の基本方針	3
1. 災害予防対策	3
2. 災害応急対策	4
3. 災害復旧・復興対策	4
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1. 市	5
2. 一部事務組合	6
3. 県	6
4. 指定地方行政機関	6
5. 自衛隊	9
6. 指定公共機関	10
7. 指定地方公共機関	11
8. その他公共団体	11
9. 市民及び事業所等	12
第4節 市の概況	13
1. 自然条件	13
2. 社会的概況	18
第5節 災害危険性	19
1. 地震の想定	19
2. 津波の想定	22
3. 風水害の想定	22
4. 大規模事故の想定	22



## 第1節 計画の目的及び構成

### 1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び鴨川市防災会議条例第2条の規定に基づき、鴨川市防災会議が作成する計画であり、鴨川市で発生する災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等の一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関、鴨川市民及び事業所がその全力をあげて、鴨川市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

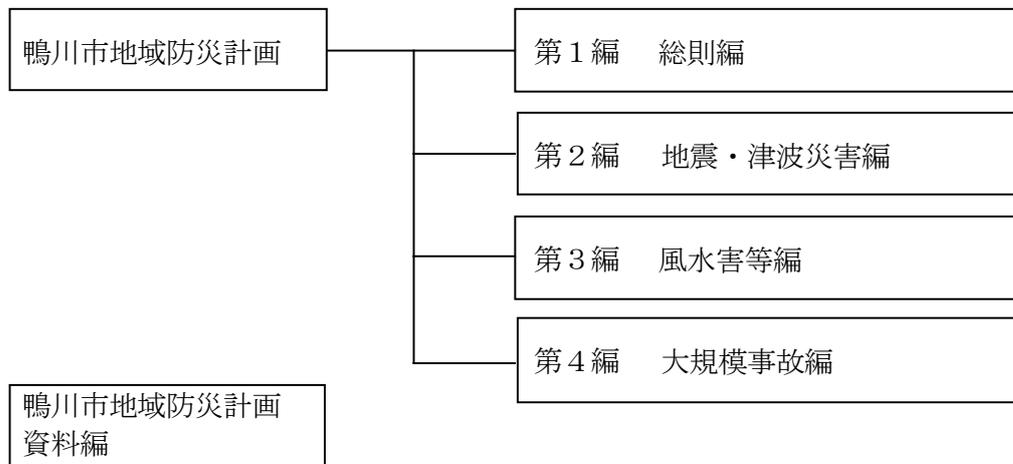
### 2. 計画の内容

本計画は、市の処理すべき事務又は業務を中心として、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関し行う事務又は業務を有機的に結合した計画である。

また、本計画は、国の防災方針を定めた防災基本計画及び千葉県地域防災計画との整合性及び関連性を有するものであるが、地域の特性や災害環境にあわせた独自の計画である。

### 3. 計画の構成

本計画は、次のような構成である。



### 4. 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。

ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。

なお、修正したときは、知事に報告する。

市及び防災関係機関は、自己の所掌する事項について検討し、必要がある場合は修正内容を防災会議（事務局：鴨川市危機管理課）に提出する。

## 5. 地区防災計画

本市地域の一定の地区内の居住者等が、災害対策基本法第42条の2に基づく地区防災計画（一定の地区内の居住者及び事業者等が共同して行う防災活動、訓練、備蓄等の計画）を提案した場合、防災会議において本計画への抵触等を判断し、必要と認める場合は当該地区防災計画を本計画に定める。なお、必要がないと判断した場合は、その理由等を提案者に通知する。

## 第2節 計画の基本方針

---

本市は、南東が海に面し、北東から南西部を取り囲むように山間部が広がっており、降雨、暴風により被害を受けやすい地形的条件にあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかし、都市化が進展していること、市民の生活様式の変化により水道、電気、ガス、電話等への依存度が高まっていること、高齢化、少子化の到来による要配慮者が増加していること、住民の相互扶助意識が低下していることなどから防災面に関するさまざまな課題が指摘され、さらには、市街地の多くが海岸及び河川沿いに位置し、津波や地盤の液状化の影響を受けやすい地域にあるとともに、市街地への人口集中は、災害危険地域への居住地の拡大をもたらす傾向にある。

本市の場合は、昭和30年代後半から整備された建築物や道路、鉄道などの社会資本が更新の時期にさしかかりつつあることに加え、都市構造の複雑化は、地震災害対策のより一層の強化を求めることとなる。

また、本市は、海に面しており海難事故や油流出事故の危険性がある。更には都市化の進展、森林面積も大きいこと、産業の高度化等により、大規模火災、林野火災、危険物事故、鉄道事故、道路事故などの大規模な事故災害のおそれがある。こうした大規模事故災害についても対策を講じておく必要がある。

加えて、市民の生活様式の変化は、水道、電気、ガス、電話等への依存度を高め、鉄道等の交通施設とともに地震災害からこれらを守る対策の強化が求められている。

これら本市防災環境の変化に的確に対応し、市民生活の安全を守り、本市の持つ諸機能を確保していくため、風水害、各種大規模事故災害及び地震災害の各段階に応じた予防対策、応急対策及び復旧対策の充実に努めていく。

### 1. 災害予防対策

- (1) 市民への防災知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と防災教育、防災訓練の充実に努め、自助・共助・公助の役割分担に基づき地域防災力を向上させる。
- (2) 災害に強い地域づくりを進めるため、土地区画整理等による都市整備や、耐震化・不燃化による建築物対策等の防災都市づくりを進める。
- (3) 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄と消防施設の整備を進める。
- (4) 津波災害を軽減するための施設整備や避難体制を整える。
- (5) 情報連絡手段となる防災行政無線の整備を進める。
- (6) 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。
- (7) 発災時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国・県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組む。
- (8) 市及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

## 2. 災害応急対策

- (1) 災害時に迅速な対応がとれるよう、市、県及び防災関係機関の応急体制を整える。
- (2) 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。
- (3) 被災者の安全な避難に努めるほか、水や食料等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。
- (4) 消防、水防、警備、交通規制など応急活動の充実を図る。
- (5) 必要に応じ、自衛隊や広域的な応援を得て応急対策を実施する。
- (6) 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。
- (7) 応急教育の確保と災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅建設の体制整備を図る。

## 3. 災害復旧・復興対策

- (1) 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。
- (2) 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。
- (3) 中長期に及ぶ復興計画の作成体制づくりを合意形成の基に進め、計画的に復興事業を進める。

## 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市及び一部事務組合、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、並びに指定地方公共機関等は、災害対策に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

なお、これらの機関は、鴨川市の防災に係る機関のみを抽出して記載している。

### 1. 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・鴨川市防災会議及び市の災害対策本部に関すること</li><li>・防災思想の普及並びに市内にある公共的団体及び自主防災組織の育成、指導に関すること</li><li>・防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</li><li>・防災訓練の実施に関すること</li><li>・災害応急対策に関する物資並びに資材の備蓄及び点検に関すること</li><li>・防災に関する設備の整備及び点検に関すること</li><li>・管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること</li><li>・災害発生の防除及び拡大防止のための措置に関すること</li><li>・災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li><li>・近隣市町との相互応援協力に関すること</li><li>・警報の伝達並びに避難の勧告、指示に関すること</li><li>・災害による被害の調査・報告と情報の収集及び広報に関すること</li><li>・災害時における自衛隊の災害派遣要請の依頼に関すること</li><li>・消防、水防その他の応急措置に関すること</li><li>・緊急輸送道路の確保に関すること</li><li>・公共的施設の復旧に関すること</li><li>・被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li><li>・市営施設の応急対策に関すること</li><li>・災害時の医療及び救護に関すること</li><li>・清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること</li><li>・災害時の給水に関すること</li><li>・災害時における文教対策に関すること</li><li>・被災者の生活再建支援に関すること</li><li>・義援金品の受領及び配布に関すること</li><li>・被災産業に対する融資等の対策に関すること</li><li>・災害復旧の実施に関すること</li></ul>

## 2. 一部事務組合

機関の名称	事務又は業務の大綱
安房郡市広域 市町村圏 事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防事務（消防団事務を除く）及び救急事務に関すること</li> <li>・ 火葬場施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること</li> <li>・ 粗大ゴミ処理施設の維持・管理及び応急対策に関すること</li> <li>・ 地域救急医療対策（夜間急病診療事業、在宅当番医制事業、及び病院群輪番制方式による二次救急医療機関運営事業）に関すること</li> </ul>

## 3. 県

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること</li> <li>・ 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること</li> <li>・ 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること</li> <li>・ 災害の防除と拡大の防止に関すること</li> <li>・ 災害時における防疫その他保健衛生に関すること</li> <li>・ 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること</li> <li>・ 被災産業に対する融資等の対策に関すること</li> <li>・ 被災県営施設の応急対策に関すること</li> <li>・ 災害時における文教対策に関すること</li> <li>・ 災害時における社会秩序の維持に関すること</li> <li>・ 災害対策要員の動員、雇上げに関すること</li> <li>・ 災害時における交通、輸送の確保に関すること</li> <li>・ 被災施設の復旧に関すること</li> <li>・ 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること</li> <li>・ 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互応援協力に関すること</li> <li>・ 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救助、保護に関すること</li> <li>・ 被災者の生活再建支援に関すること</li> <li>・ 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること</li> </ul>

## 4. 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管区内各県警察の災害警備活動の指導及び調整に関すること</li> <li>・ 管区内各県警察の相互援助の調整に関すること</li> <li>・ 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携に関すること</li> <li>・ 警察通信の確保及び警察通信統制に関すること</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東財務局 千葉財務事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波警報の伝達に関すること</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 立会関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・主務省が行う災害復旧事業費の査定の立会に関すること</li> </ul> </li> <li>2 融資関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害つなぎ資金の貸付（短期）に関すること</li> <li>・災害復旧事業費の融資（長期）に関すること</li> </ul> </li> <li>3 国有財産関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が防災上必要な通信施設等の応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること</li> <li>・地方公共団体が災害による著しい被害を受けた小・中学校等の施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付に関すること</li> <li>・地方公共団体が水防、消防及びその他の防災に関する施設の用に供する場合における普通財産の減額譲渡又は貸付に関すること</li> <li>・災害の防除又は復旧を行おうとする事業者への普通財産の売払又は貸付に関すること</li> <li>・県が急傾斜地崩壊防止施設の用に供する場合における普通財産の無償貸付又は譲与に関すること</li> <li>・県又は市町村が防災のための集団移転促進事業の用に供する場合における普通財産の譲与等に関すること</li> </ul> </li> <li>4 民間金融機関等への指示、要請関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係の融資に関すること</li> <li>・預貯金の払戻し及び中途解約に関すること</li> <li>・手形交換、休日営業等に関すること</li> <li>・保険金の支払及び保険料の払込猶予に関すること</li> <li>・営業停止等における対応に関すること</li> </ul> </li> </ol>
農林水産省 関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害予防関係               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</li> <li>・農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること</li> </ul> </li> <li>2 応急対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</li> <li>・災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</li> <li>・災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</li> <li>・災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること</li> <li>・土地改良機械及び技術者などを把握し、緊急貸出及び動員に関すること</li> </ul> </li> <li>3 復旧対策               <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地の保全に係る海岸施設及び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</li> <li>・災害による被害農林漁業者等への資金の融通に関すること</li> </ul> </li> <li>4 その他</li> </ol>

第1編 総則編  
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</li> <li>・ 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）</li> </ul>
関東森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること</li> <li>・ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること</li> </ul>
関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活必需品、復旧資材などの防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること</li> <li>・ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること</li> <li>・ 被災中小企業の振興に関すること</li> </ul>
関東東北産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなど危険物等の保安に関すること</li> </ul>
関東運輸局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における自動車輸送業者への運送の協力要請に関すること</li> <li>・ 災害時における被害者、災害必要物資などの輸送調整に関すること</li> <li>・ 災害による不通区間における迂回輸送等の指導に関すること</li> <li>・ 災害時における応急海上運送に関すること</li> <li>・ 応急海上運送用船舶の緊急修理に関すること</li> </ul>
国土交通省 関東地方整備局	<p>1 災害予防</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること</li> <li>・ 通信施設等の整備に関すること</li> <li>・ 公共施設等の整備に関すること</li> <li>・ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること</li> <li>・ 官庁施設の災害予防措置に関すること</li> <li>・ 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立に関すること</li> </ul> <p>2 災害応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に関する情報の収集、災害対策の助言・協力及び気象予報及び警報の伝達等に関すること</li> <li>・ 水防活動、避難誘導活動等への支援に関すること</li> <li>・ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること</li> <li>・ 災害時における復旧資材の確保に関すること</li> <li>・ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等に関すること</li> <li>・ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄に関すること</li> <li>・ 海洋汚染の拡散防止及び防除に関すること</li> </ul> <p>3 災害復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害発生後、できる限り速やかに現況調査を実施し、被災施設の重要度、被災状況を勘案のうえ、二次災害防止に努めるとともに、迅速かつ適切な復旧を図るものとする。</li> </ul>
海上保安庁第三管区海上保安本部 (勝浦海上保安署)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること</li> <li>・ 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関すること</li> <li>・ 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること</li> <li>・ 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること</li> </ul>
東京管区气象台 (銚子地方气象台)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること</li> <li>・ 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警</li> </ul>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> <li>報等の発表・通報に関すること</li> <li>・災害発生時における気象観測資料の提供に関すること</li> </ul>
関東総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電波及び有線電気通信の監理に関すること</li> <li>・防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること</li> <li>・災害時における非常通信の確保に関すること</li> <li>・関東地方非常通信協議会の運営に関すること</li> <li>・災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出しに関すること</li> </ul>
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること</li> <li>・廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること</li> <li>・放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること</li> <li>・行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること</li> </ul>
北関東防衛局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること</li> <li>・災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること</li> </ul>
千葉労働局木更津労働基準監督署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業場における労働災害の防止に関すること</li> <li>・労働力の確保及び被災者の生活確保に関すること</li> </ul>
国土地理院 関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における地理空間情報の整備及び提供に関すること</li> <li>・復旧復興のための公共測量の指導及び助言に関すること</li> <li>・地殻変動の監視に関すること</li> </ul>

## 5. 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害派遣の準備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災関係資料の基礎調査に関すること</li> <li>・自衛隊災害派遣計画の作成に関すること</li> <li>・防災資材の整備及び点検に関すること</li> <li>・千葉県地域防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること</li> </ul> </li> <li>2 災害派遣の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人命又は財産保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること</li> <li>・災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること</li> </ul> </li> </ol>

## 6. 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンクモバイル(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信施設の整備に関すること</li> <li>・災害時等における通信サービスの提供に関すること</li> <li>・被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること</li> </ul>
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること</li> <li>・災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること</li> <li>・義援金品の募集及び配分に関すること</li> </ul>
日本放送協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること</li> <li>・災害応急対策等の周知徹底に関すること</li> <li>・社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること</li> <li>・被害者の受信対策に関すること</li> </ul>
東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道施設等の保全に関すること</li> <li>・災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> <li>・帰宅困難者対策に関すること</li> </ul>
日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における貨物(トラック)自動車による救援物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>
東京電力パワーグリッド(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における電力供給に関すること</li> <li>・被災施設の応急対策と災害復旧に関すること</li> </ul>
日本郵便(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における郵便事業運営の確保</li> <li>・災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策</li> <li>被災者への郵便葉書等の無償交付に関すること</li> <li>被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること</li> <li>被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること</li> <li>被災者救助団体へのお年玉付郵便葉書等寄附金の配分</li> <li>被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること</li> <li>・災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること</li> </ul>

## 7. 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
公益社団法人千葉県医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療及び助産活動に関すること</li> <li>・医師会と医療機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
一般社団法人千葉県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医療活動に関すること</li> <li>・歯科医師会と医療機関との連絡調整に関すること</li> </ul>
一般社団法人千葉県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調剤業務及び医薬品の管理に関すること</li> <li>・医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関すること</li> <li>・地区薬剤師会との連絡調整に関すること</li> </ul>
一般社団法人千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関すること</li> </ul>
千葉テレビ放送(株)、(株)ニッポン放送、(株)ベイエフエム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること</li> <li>・災害応急対策等の周知徹底に関すること</li> <li>・社会事業団体等による義援金品の募集及び分配に関すること</li> </ul>
一般社団法人千葉県トラック協会房州支部及び一般社団法人千葉県バス協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における貨物自動車(トラック)及び旅客自動車(バス)による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること</li> </ul>
千葉県道路公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管道路の保全に関すること</li> <li>・所管道路の災害復旧に関すること</li> <li>・災害時における緊急交通路の確保に関すること</li> </ul>

## 8. その他公共団体

機関の名称	事務又は業務の大綱
安房農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業施設の保全及び農産物の確保、資機材の供給に関すること</li> <li>・被災組合員への融資及びあっせん、資金導入計画に関すること</li> </ul>
鴨川市商工会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における物価安定についての協力に関すること</li> <li>・救助物資、復旧資材の確保、あっせんに関すること</li> <li>・被災会員等への資金の融資あっせんに関すること</li> </ul>
鴨川市漁業協同組合 東安房漁業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における港湾運送関係事業者との輸送力の確保及び連絡調整に関すること</li> <li>・災害時における食糧及び救援物資の海上輸送に関すること</li> </ul>
一般社団法人千葉県建築士事務所協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災建築物の応急危険度判定に関すること</li> </ul>
鴨川市社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要配慮者の支援に関すること</li> <li>・災害時におけるボランティア活動の支援に関すること</li> </ul>
公益社団法人安房医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療及び助産活動に関すること</li> </ul>
一般社団法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科医療活動に関すること</li> </ul>

安房歯科医師会	
---------	--

### 9. 市民及び事業所等

機関の名称	事務又は業務の大綱
医療機関管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事</li> <li>・災害時における収容者の保護及び誘導に関する事</li> <li>・災害時における病人等の収容及び保護に関する事</li> <li>・災害時における負傷者の医療と助産救護に関する事</li> </ul>
学校法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事</li> <li>・災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事</li> <li>・災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事</li> <li>・被災施設の災害復旧に関する事</li> </ul>
金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業者等への資金の融資に関する事</li> </ul>
社会福祉施設経営者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事</li> <li>・災害時における入所者の保護に関する事</li> </ul>
その他事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防火管理体制の強化に関する事</li> <li>・事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に関する事</li> <li>・地域の防災活動に積極的に参加し、地域における防災力の向上に寄与する事</li> <li>・集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努める事</li> <li>・事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努める事</li> </ul>
ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普段から構成員間の連携を密にし、活動体制の整備を図る事</li> <li>・災害時に行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与する事</li> </ul>
自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において自発的に防災活動を実施し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与する事</li> <li>・防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底に関する事</li> <li>・初期消火、避難、救出救護等に関する事</li> <li>・消火用資機材、応急手当用医療品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理に関する事</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的に防災活動に積極的に参加し、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害復旧に寄与する事</li> <li>・食料・飲料水の備蓄、非常持出品の準備に関する事</li> </ul>

## 第4節 市の概況

本市は、房総半島の南東部、太平洋側に位置し、温暖な気候と美しい海岸線など自然環境に恵まれている。

海岸に沿って東は勝浦市と、西は南房総市・鋸南町に接し、北は房総丘陵を境として、君津市・富津市・大多喜町に接している。

平成17年2月11日に旧鴨川市と天津小湊町が合併し、現在の鴨川市が誕生し、南房総の中核都市として更なる発展を目指している。千葉市へは直線距離にして57km、時間距離にしてJR東日本外房線で2時間弱の位置にある。

### ■市の位置

位置		東 経	北 緯	地 点
	極 東		140° 13' 00"	35° 08' 01"
極 西		139° 55' 49"	35° 07' 50"	大字平塚字細谷地先
極 南		140° 02' 17"	35° 03' 06"	大字江見外堀字堀原地先
極 北		140° 08' 20"	35° 11' 28"	大字四方木字白岩地先
市役所		140° 05' 56"	35° 06' 51"	大字横渚 1450 番地
面 積	191.14km <sup>2</sup>			

出典：市統計書

### 1. 自然条件

#### (1) 地形・地質

本市は千葉県の南東部に位置し、地勢は全般的に平坦地が少なく、幾多の丘陵起伏に富み、西の南房総市との境に愛宕山(408.1m)、北部から東部に連なる清澄山系は標高300m前後と低い割に急峻な山が多く、いたる所に溪谷が見られ、市町境となっている。

市の中部には千葉県最高峰の嶺岡山系があり、この間に北西部の丘陵地帯より東南に細長く緩い傾斜をみせて低地部が海岸に達して、長狭平野となっている。

南部海岸線は無霜地帯として知られ早出し花卉が盛んであると共に起伏に富んだ小島、岩礁が多く、その眺望は絶景である。

地質は、第三紀、第四紀の堆積岩や変成岩が分布する。

南部の山地は、嶺岡層群、保田層群、安房層群からなり、嶺岡山系を中心に玄武岩や蛇紋岩が、また、海岸部では変成岩も見られる。この嶺岡山系の蛇紋岩等は風化が進み、地すべりが発生しやすい性質をもっている。

北部の山地は、三浦層群と上総層群からなっている。この三浦層群と上総層群の間には激しい地殻変動の名残と考えられる不整合が存在し、この不整合の直上に沖積層が発達しており、さらに沖積層の上には多くの地域で埋立層が認められている。

いずれの地層の岩石も風化が早いいため、非常にもろく、海岸や道路沿いのがけなどのように露出している岩盤は、崩壊の危険が高い。

■主要山岳

山 岳 名	標 高	所 在 地
愛 宕 山	408.1m	鴨川市、南房総市
清 澄 山 (妙見)	377.0	鴨川市
二 ツ 山	376.0	鴨川市
元 清 澄 山	344.3	鴨川市、君津市
嶺 岡 浅 間	334.7	鴨川市
高 鶴 山	326.0	鴨川市

出典：市統計書

(2) 河川

流域が狭く、規模の小さい河川が蛇行しており、勾配も比較的急峻である。主要河川は東流して太平洋に注ぎ、上流部は砂防指定地となっており、砂防工事が行われ、中下流は局部改良工事が行われている。

上流域は耕地率が低く、水田酪農地帯として知られる。

■主要河川

河川名	延長 (km)	流域面積 (km <sup>2</sup> )	水源地	流末地
洲貝川	3.7	8.5	鴨川市畑	鴨川市江見内遠野 (太平洋流出点)
曾呂川	5.4	14.2	鴨川市上	鴨川市太海 (太平洋流出点)
加茂川 (加茂川支流)	22.3	82.0	鴨川市金束	鴨川市貝渚 (太平洋流出点)
金山川	11.1	14.0	鴨川市打墨	鴨川市太尾 (加茂川合流点)
銘川	3.1	5.0	鴨川市北小町	鴨川市押切 ( " )
川音川	1.8	5.3	鴨川市成川	鴨川市仲 ( " )
待崎川	2.4	19.4	鴨川市和泉	鴨川市広場 (太平洋流出点)
二夕間川 (二夕間川支流)	5.7	7.4	鴨川市清澄	鴨川市天津 (太平洋流出点)
袋倉川	7.2	9.4	鴨川市東町	鴨川市天津 (二夕間川合流点)
神明川	1.5	3.8	鴨川市天津	鴨川市天津 (太平洋流出点)
大風沢川	7.7	11.9	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)
開戸川	1.2	2.3	鴨川市内浦	鴨川市内浦 (太平洋流出点)

出典：市統計書

(3) 湖沼

本市には本来の湖はなく、ダム湖のみ存在し、また流域面積が狭いため流量も少なく、いったん放流するとなかなか満水にならない。他には小規模な農業用溜池が点在している。

(4) 海岸

太平洋に面した 31km に及ぶ海岸線は自然の美しさの反面、津波、高潮による被害を受けるおそれがある。

(5) 気象

① 気温

海洋性の特徴を帯び一般に温暖湿潤であり、冬は最も寒い2月でも海岸では降霜がなく

最低気温も氷点下に下がることは稀であり、積雪日数もほとんどない。

② 降水量

年間降水量は、平成30年で年間1,874mmと県北部に比較して多い。これは標高300m程度の山地の影響で、風向が山地に直交するときは地形性降雨を伴うため、風上側の山地斜面では降水量が多くなるためである。

降雨量の季節的变化を見ると、秋に多く、春・夏がこれに次ぎ冬は最も少なくなっている。秋は台風、夏は梅雨等の影響によるもので、特に台風は短期的に激しい雨を伴い、大雨をもたらすことが多い。

③ 風向・風速

春から夏にかけて南西風に、秋から冬にかけては北西風に支配されることが多い。風速に関しては、冬の季節風、台風、低気圧又は寒冷前線の接近、通過の際には強風の吹くことが多い。特に台風接近時には暴風を伴うため、大雨、強風ともに厳重な警戒が必要となる。

(6) 断層帯

本市周辺には、房総半島南部をほぼ東西に横断する幅約5～7kmの「鴨川地溝帯」の北縁と南縁に位置する「鴨川地溝帯北断層」と「鴨川地溝帯南断層」が分布しており、平成10年度～12年度に、千葉県によって活断層調査が実施された。

このうち、鴨川地溝帯北断層は、最近の活動を示す地形が見いだせなかったため、国の地震調査研究推進本部は、「鴨川地溝帯南断層」を「鴨川低地断層帯」とし、次のような評価を行った。

過去の活動：過去の活動に関する資料が乏しく、具体的な活動履歴については明らかでない。

将来の活動：全体が1つの区間として活動した場合、発生する地震規模はマグニチュードが概ね7.2で、そのときの上下変位量は概ね2mとなる可能性がある。

(7) 災害特性

① 風水害

県の南部沿岸は、海からの湿った空気を受け内陸部に比べて強い雨が多く、特に黒原（南部丘陵地域）付近を中心とした比較的狭い範囲で強い雨が多く降る。

過去の水害履歴をみると、台風の通過に伴う大雨によるものが多い。

② 土砂災害

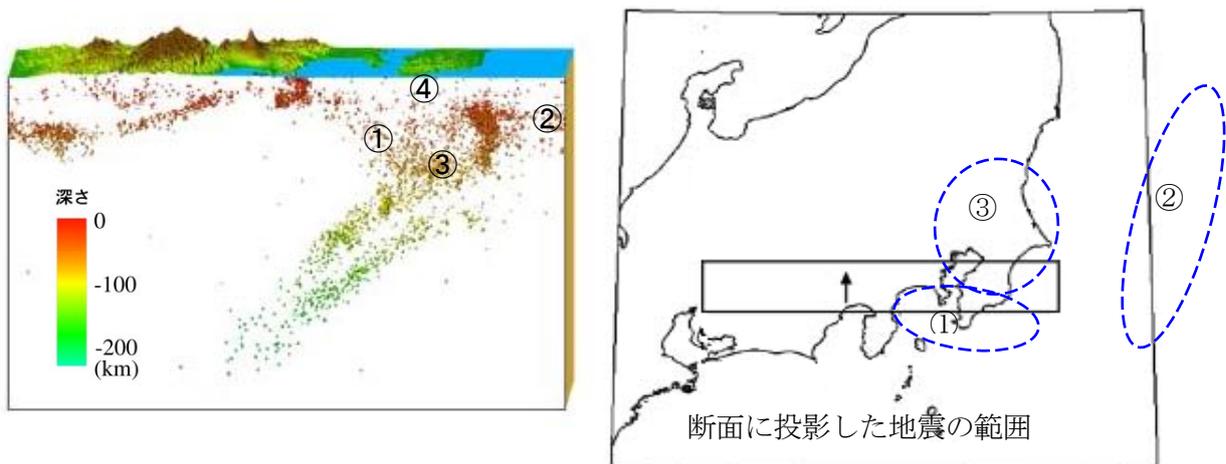
市内は山地に囲まれているため、土砂災害の危険が高い地域が多い。このうち、市北部の上総丘陵は、斜面が崩れ落ちるタイプの「がけ崩れ」が起りやすい地層からできている。一方、南部から西部の嶺岡山地周辺は、「地すべり」が起りやすい地層が分布しており、過去にも地すべりが多く発生している。

③ 地震災害の特性

■千葉県南部（鴨川市周辺）に被害をもたらす地震

	地震のタイプ	規模と頻度	特徴
①相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近	M8クラスの地震が、200～400年に1度程度の周期で発生。関東地震から80年以上経過しており、早ければ百年後に次の地震が来ると考えられる。 元禄地震・関東地震	震源が市域に近いので、震度7に近い揺れとなることが予想される。また、津波による被害も大きく、特に地震直後に津波が到達することが予想される。
②関東地方東方沖合から福島県沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震	太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震	最大でM7クラスの地震（歴史時代にM8クラスの地震が1度だけ記録されている）。M5～6の地震は数年おきに発生 延宝房総津波	震源から離れているため、大きな揺れはないと予想される。しかし、震源が海底であるため、津波が発生することがある。
③陸域で発生し、震源がやや深い地震	フィリピン海プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震太平洋プレートと大陸プレートの境界付近で発生する地震等	最大でM7クラスの地震（明治28年）、M5クラスの地震は年に数回発生	震源が地表面から離れているが、規模が大きいため県内でも被害が予想される。
④地表近くの断層による地震	地殻の浅部で発生する地震	鴨川低地断層帯が活動したとすると、M7.2程度（詳細不明） 県内には、切迫性の高い活断層はない。	地表に現れない断層の活動によって地震が発生することもある。このような地震は、規模は比較的小さいが、地表近くを震源とするため、大きな被害が発生する。
⑤遠地地震による津波被害		不特定	津波監視システム等で、津波来襲前に津波発生を覚知できる。

下図の①～④に対応



関東地方の地震活動と太平洋プレートの沈み込み（鴨川市周辺を通る断面図：M2以上、1987～1996年、深さ200km以浅；地震調査研究推進本部（1999）を編集）

(8) 過去の災害

① 鴨川市が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

番号	西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	県内最大震度	地変	津波	人命・家屋等の被害
		東経 北緯	震央 地名					
1	1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134. 9 33. 0	東海・ 南海・ 西海道	7. 9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
2	1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139. 8 34. 7	江戸・ 関東諸国	7. 9 ～ 8. 2	6	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11～12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。

※県内における震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはM7. 0以上のものを記載  
(参考資料)

新編日本被害地震総覧（宇佐美、1996）

理科年表（国立天文台編、2016）

② 風水害（昭和40年以降）

（令和2年3月31日現在）

災害原因	発生年月日	被害の概要									
		人的被害（人）		住家被害（戸）						ライフライン被害	
		死者	負傷者	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	停電（軒）	断水（戸）
房総半島台風	令和元年 9月9日	0	0	2	2	42	1,730	-	-	18,100	5,755
東日本台風	令和元年 10月12日	0	0	0	1	5	309	-	-	10,000	235
10月25日の大雨	令和元年 10月25日	0	0	0	0	4	17	5	28	30	4,699

※東日本台風および10月25日の大雨による住家被害のうち、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」については、従前の災害から被害が継続している戸数の合計を掲載

## 2. 社会的概況

### (1) 人口

本市の人口は、昭和25年の48,571人をピークに、徐々に減少傾向をたどり、昭和60年に旧鴨川市でやや増加傾向が見られたものの、その後は減少傾向をたどっている。最新の国勢調査(平成27年)での人口総数は33,932人であり、ピーク時の約70%となっている。

### (2) 交通・ライフライン等

#### ① 道路

鴨川市域の幹線道路形態を見ると、海岸線に国道128号、市の西部を国道410号、西端部を主要地方道富津館山線が南北に走り、主要地方道鴨川保田線及び鴨川富山線が東西に走っている。また、市の中央部を主要地方道千葉鴨川線が北西・南東方向に走り、更に市東部を主要地方道市原天津小湊線、東端部を天津小湊夷隅線が南北に走っている。

#### ■道路の状況

平成31年3月31日現在

区分	総延長 (m)	舗装延長 (m)	舗装率 (%)	改良済延長 (m)	改良率 (%)
国道	43,777	43,777	100.0	40,969	93.6
県道	71,891	71,891	100.0	59,684	83.0
市道	742,337	513,470	69.2	236,274	31.8

出典：市統計書

#### ② 鉄道

海岸沿いにJR東日本外房線、内房線が通り、東から安房小湊駅、安房天津駅、安房鴨川駅、太海駅、江見駅となり、1日約1,900人(平成29年度)の乗車人員がある。

#### ③ バス

日東交通(株)により路線バスが運行されている。また、その他数社により、高速バス等が運行されている。

#### ④ 通信、ライフライン

##### ア. 災害用通信

災害用通信施設として、防災行政無線等を整備している。

##### イ. ライフライン

鴨川市のライフラインは、上水道が鴨川市、電力が東京電力パワーグリッド(株)、通信が東日本電信電話(株)、ガスは(一社)千葉県LPガス協会安房支部鴨川協議会によって供給されている。

### (3) その他

本市には、年間を通じ、約270万人(平成30年)の観光客が訪れている。

## 第5節 災害危険性

### 1. 地震の想定

#### (1) 想定条件

計画の前提とする想定地震は、元禄地震とする。

想定地震： 元禄地震(1703) マグニチュード：8.2  
 発生時期： ① 冬季 午前5時 多くの市民が自宅にいる季節時刻  
 ② 夏季 正 午 観光客が多くいる季節時刻

※中央防災会議の「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、フィリピン海プレート内に一律に震源を想定した場合に、市内で震度7となる震度分布図が示された。しかし、その範囲がごく一部に限られること、特定の地震を想定したものでないこと、さらには、これまでの防災・減災対策の方向性に影響するものではないことから、本計画では元禄地震を計画の前提とする。

#### (2) 被害予測結果

##### ① 建物被害予測

	建物棟数	地震による被害（住家） ※揺れ＋液状化		
		木造	*RC造	鉄骨造
総数	18,081	17,078	232	771
全壊棟数	3,159	3,093	14	54
半壊棟数	4,204	4,058	27	119

\*RC造：鉄筋コンクリート造 単位：棟

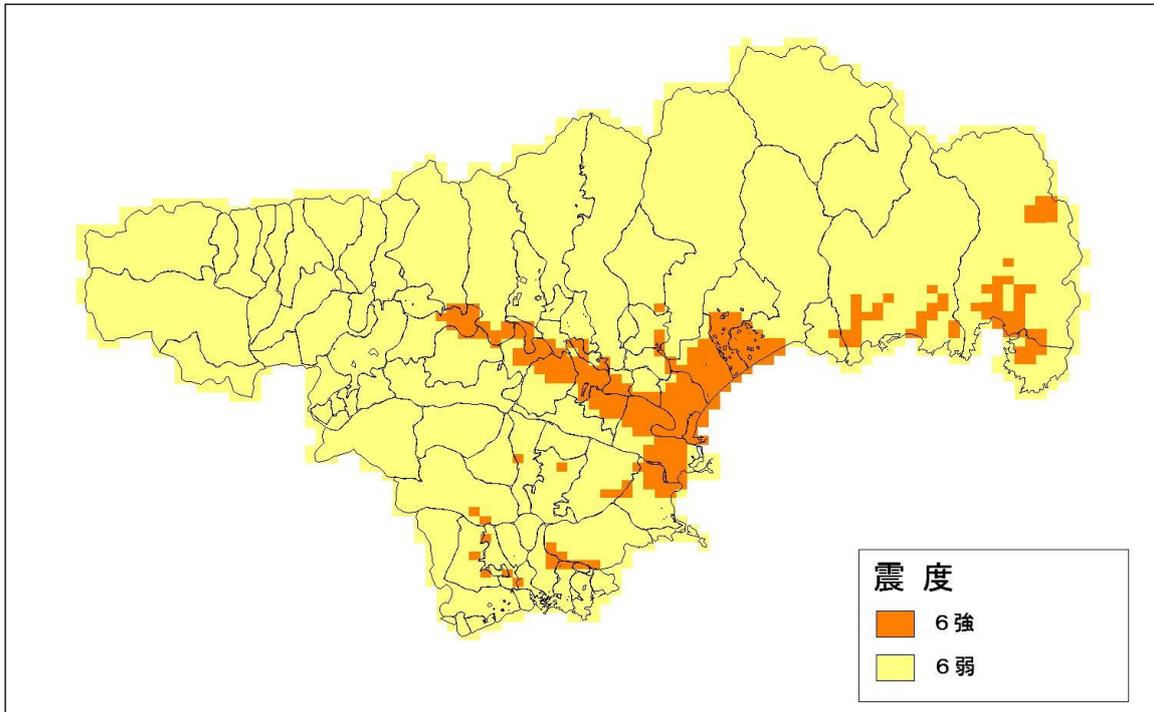
##### ② 人的被害予測

人的被害	死者	重傷者	軽傷者
冬季午前5時	149	45	183
夏季正午	243	74	298

単位：人

◆地震動

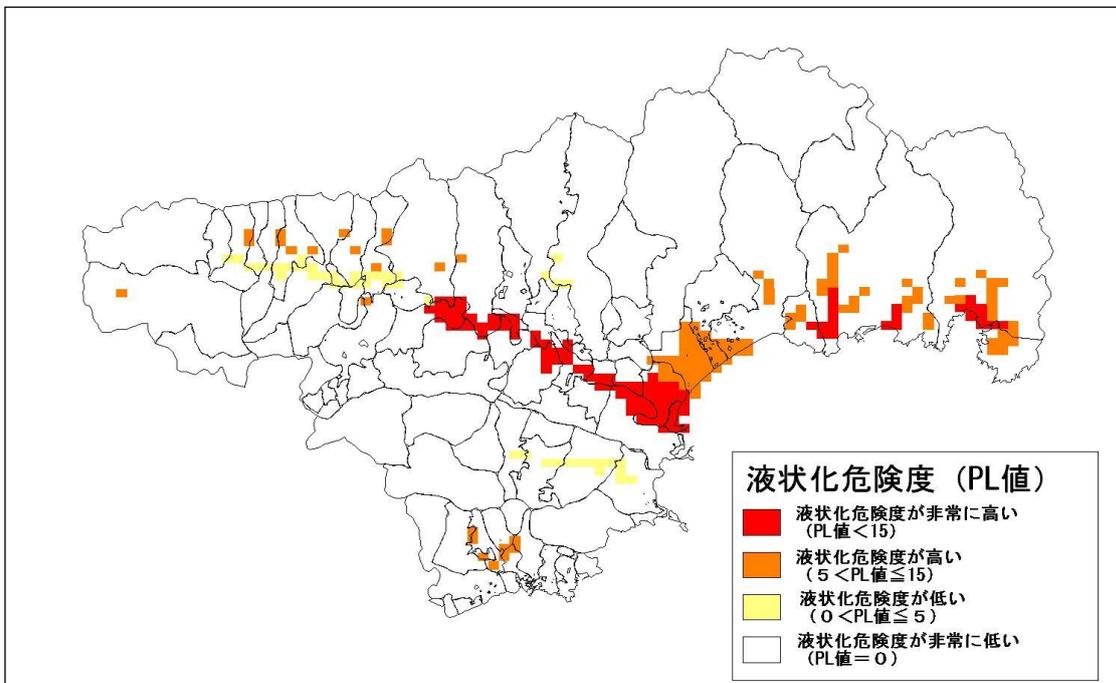
加茂川沿いの低地や海岸付近の低地で震度6強、それ以外の地域で震度6弱が予想され、本市全域で震度6弱以上となるものと予想される。



震度予測

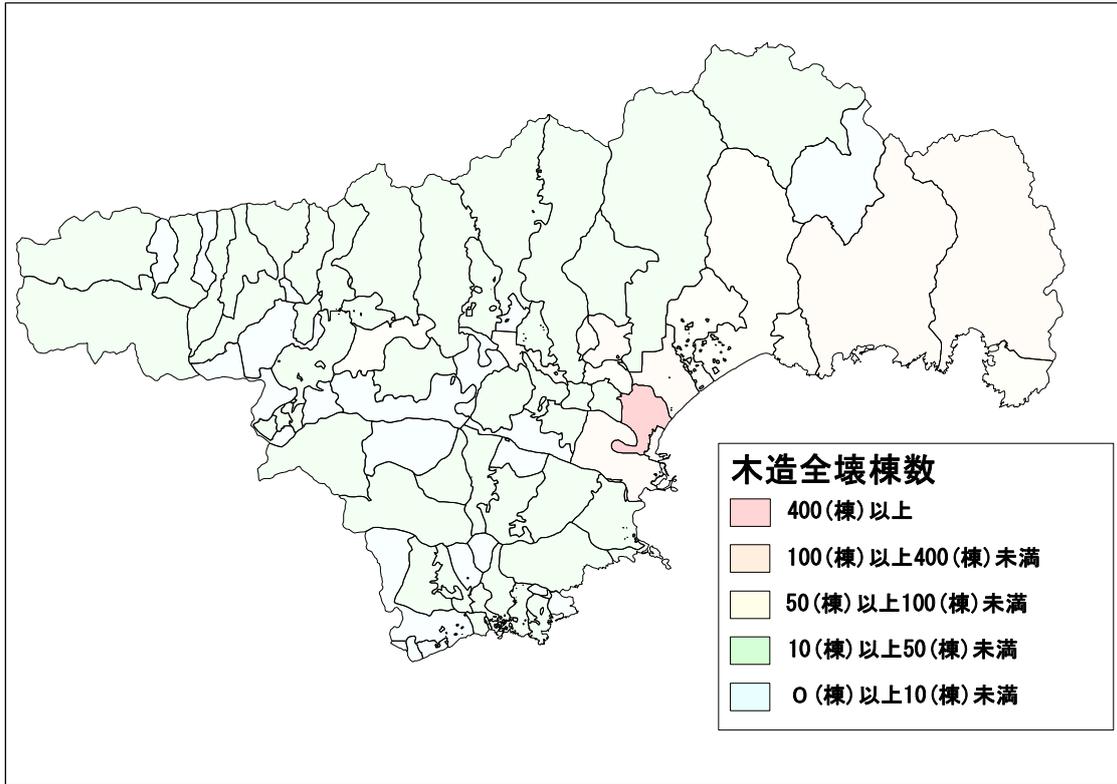
◆液状化

加茂川沿いの低地、海岸部及び河口部での液状化の危険性がやや高くなると予想される。



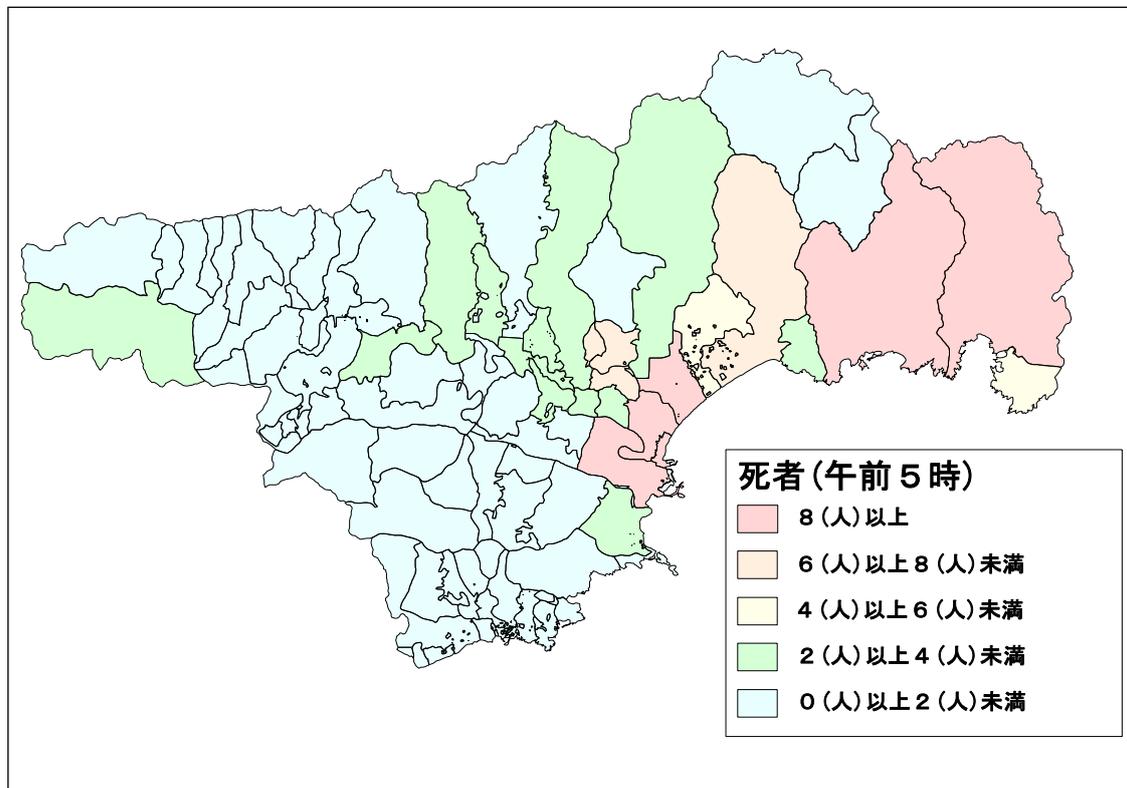
液状化危険度予測

◆建物被害予測



建物被害予測(木造全壊棟数)

◆人的被害予測

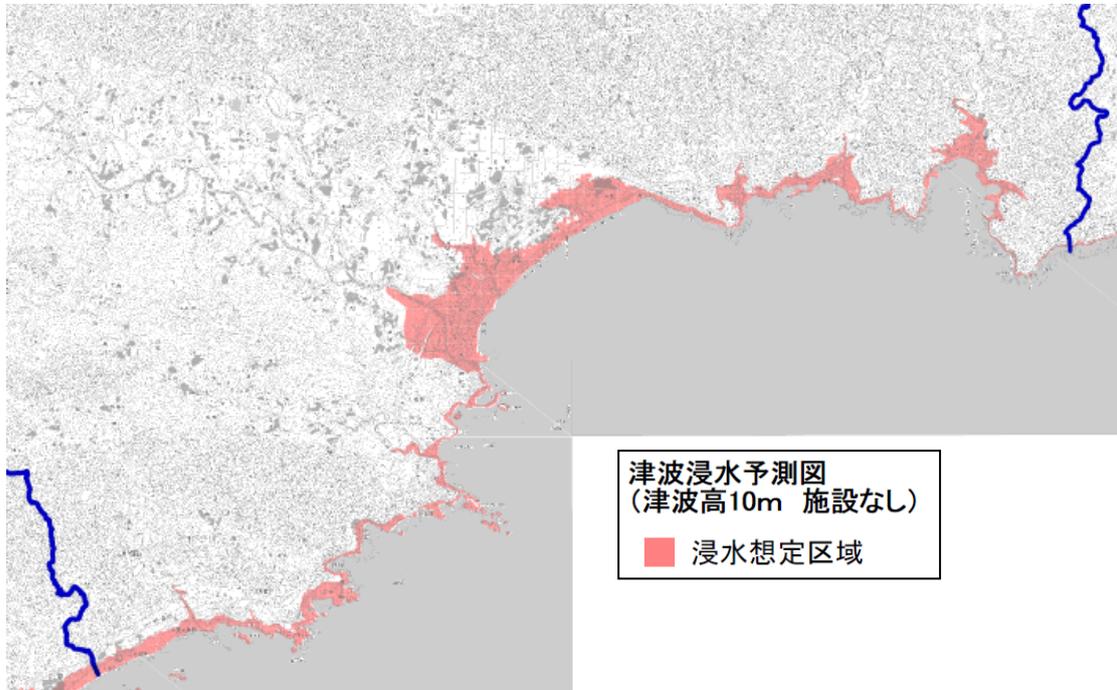


地震による人的被害予測(死者:冬季午前5時)

## 2. 津波の想定

本市における過去の津波実績では、元禄地震の8mの津波が最大であるが、本計画においては、県による津波浸水予測図（平成23年度）の津波高10mを想定津波とする。

津波浸水予想区域に含まれる建物数（住家）は、約3,000棟であり、概ね7,000人を被災人口と想定する。



## 3. 風水害の想定

県が想定、作成した浸水想定区域図（加茂川）を前提とする。それ以外では、大雨による水路での局所的な氾濫・浸水、局所的な土砂災害を対象とする。

## 4. 大規模事故の想定

大規模事故については、次の事象を対象とする。

- |             |           |          |
|-------------|-----------|----------|
| ・大規模火災      | ・林野火災     | ・危険物等災害  |
| ・海上災害（海難事故） | ・油等海上流出災害 | ・航空機災害   |
| ・鉄道災害       | ・道路災害     | ・放射性物質事故 |